

国際交流基金 2022 年度海外派遣「生活日本語コーディネーター」の募集について

1. 趣旨

国際交流基金（以下「JF」）は、2019 年 4 月に新たな在留資格「特定技能」制度が施行されたことを契機に、来日を希望する外国人が今後ますます増えることを見据え、海外の日本語学習者が日本での生活・就労に必要な日本語を円滑かつ効率的に習得できるように、日本語学習環境を整備する事業を展開しています。この度、以下の通り、同事業を海外の現場において担う「生活日本語コーディネーター」を募集します。

2. 派遣内容（予定）

(1) 派遣予定先：

インドネシア（ジャカルタ）、タイ（バンコク）、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ）、ミャンマー（ヤンゴン）、カンボジア（プノンペン）、ニューデリー（インド）

※派遣先国は追加・変更となる可能性があります。最新の情報は、JF ウェブサイトでご確認ください。

※JF 海外事務所（カッコ内の都市に所在）を基本的な活動拠点としながら、事業計画に基づき地方出張も行います。また、地方で集中的に活動できる体制が整った後、地方駐在となる可能性があります。

(2) 派遣時期及び任期

派遣開始：2022 年 5 月以降（国によって異なる）

派遣期間：2 年間

※派遣開始時期は新型コロナウイルス等の各国事情や査証手続きにより若干変動する可能性があります。

(3) 派遣人数：

合計 10 名程度

3. 業務内容

在留資格「特定技能 1 号」での来日希望者が、日本での生活・就労に必要な日本語を円滑かつ効率的に習得できる日本語学習環境の整備を目的として、派遣国の JF の海外事務所が立案する計画に即し、JF から派遣される日本語専門家と JF 日本語事業担当職員の統括の下、日本語教育調整員、現地職員と協力し、また、派遣国の他の JF 関係者とも連携して、各事業を企画・実施します。また、「特定技能 1 号」制度での来日希望者の日本語能力判定を目的とした「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）※」を普及するための広報活動等を行います。想定される主な事業内容は以下の通りです。担当業務は複数項目にわたり、また、業務内容は派遣先によって異なり今後も変更される場合があります。

- (1) 派遣国の支援対象機関の日本語教育に関する現状調査（調査設計～集計・分析）
 - (2) 支援対象機関に対する JF 開発教材「いろどり」等の紹介・導入支援、副教材の作成
 - (3) JF が開発・実施する「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」の紹介
- ※JFT-Basic の概要については、以下のサイトをご覧ください。

<https://www.jpfi.go.jp/jft-basic/>

- (4) その他、国ごとの状況に応じて計画される関連事業

4. 応募資格

以下(1)～(10)を必須要件とします。

- (1) 本事業の趣旨及び派遣制度を理解し、本事業に対する志を持っていること
- (2) 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- (3) 2021年12月1日の時点で、満65歳未満であること
- (4) 2021年12月1日の時点で、4年制大学卒業以上の学歴を有し、
且つ以下 a)～c)のいずれかを満たしている者
 - a) 大学または大学院で日本語教育を主専攻/副専攻として修了している者
 - b) 日本語教育能力検定試験に合格した者
 - c) 文化庁国語課への届出を受理された日本語教員養成研修実施機関・団体による日本語教師養成講座420時間を修了した者

<参考>文化庁HP 文化庁国語課への届出を受理された日本語教員養成研修実施機関・団体
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/
- (5) 基本的なパソコン操作ができること（Eメールの送受信、文書や資料・報告書の作成、オンライン事業の設定・参加等）
- (6) JF が別途指定する派遣前研修（以下11参照）に全日程参加できること
- (7) JF が指定する時期に赴任が可能なこと
- (8) 公用旅券での派遣になるため、合格通知後、期限内に赴任手続きに必要な戸籍抄本及び規格に沿った写真等の必要書類を準備できること
- (9) 赴任手続きを円滑に行うため、合格通知後から赴任までの間、原則として日本国内に滞在していること
- (10) 心身ともに健康で、現地の一般的な水準の生活環境（住居、暮らしぶりなど）に対応でき、海外での長期滞在の任に堪えうる者であること

その他、日本語教授歴及び語学力について以下の通りとします。

・日本語教授経験：現地で業務にあたる上で実際の経験（ティーチングアシスタントやチューター等も含める）があることが望ましいため、日本語教授歴を選考時の一つの参考とします。ただしベトナム派遣者については現地労働許可証を取得する必要がある、発給条件として「日本語教育に関連する学位を保持していること」及び「日本語分野に

において、ベトナム以外での3年以上の経験」が求められます。また今後のベトナム国内の規程によっては外国人の就労条件が変更されることもあり得ることから、応募資格の追加や削除、内定者の経歴等を考慮した上での内定後の派遣予定の変更・解除の可能性がります。

・語学力：必須要件ではありませんが、現地で活動するにあたり、日常的な生活ができる程度の英語、または現地語の能力を有することが望ましいため、語学力を選考時の一つの参考とします。

ただしフィリピン派遣者については、業務上一定の英語力が必要となるため、「B1※レベル以上の英語力」または「TOEIC Listening & Reading 合計700点以上」を基準に選考を行う予定です。

※B1 レベル：社会生活での身近な話題について理解し、自分の意思とその理由を筋の通った文章で簡単に説明できる。

<参考>国際標準規格 CEFR (セファール) とは
<https://jfstandard.jp/cefr/ja/render.do>

5. 派遣期間中の待遇

(1) 旅費

赴任時及び帰国時に旅費（航空賃・支度料・移転料等）を支給します。

また、派遣前の事前研修に参加するための旅費も支給します（対面実施の場合）。

(2) 報酬等

派遣期間中は、JFの規程に基づき基本報酬・在勤加算・住居経費を支給します。

<参考> JF規程に基づく旅費・報酬等の試算（2021年8月1日時点）

・フィリピン(マニラ)派遣の場合

基本報酬（月額）： ￥ 109,700

在勤加算（月額）： ￥ 122,050

住居経費（月額上限）： US\$ 1,467.20

赴帰任旅費： 計¥ 750,000～800,000 程度

・ベトナム（ハノイ）派遣の場合

基本報酬（月額）： ￥ 109,700

在勤加算（月額）： ￥ 121,050

住居経費（月額上限）： US\$ 2,298.40

赴帰近旅費： 計¥ 750,000～800,000 程度

※ 在勤加算・住居経費は、派遣された国の物価・生活水準・生活環境・為替相場等の状況に照らし定められており、国によって異なります。

※ 住居経費の記載は、支給の上限額であり、家賃から光熱水費・家具借料相当額を差し引いた額を支給します。また、国ごとに一定の自己負担割合が定められてい

ます。

※ 上記の赴任旅費には支度料、移転料、着後手当が含まれます。航空賃は別途JFが負担します。

※ JFの規程が改定される場合は、支給額が増減することがあります。

(3) 業務上傷害補償制度

生活日本語コーディネーターが業務上負傷し、または疾病にかかった場合、JFはその療養のために必要な費用を規程に基づき負担します。また、生活日本語コーディネーターが業務上死亡した場合は、規程により遺族補償を行います。

(4) 在外共済会

JFが海外に派遣する生活日本語コーディネーターを対象としてJFの負担金と被派遣者の掛金により行う相互扶助事業である「独立行政法人 国際交流基金在外共済会」へ加入して頂きます。在外共済会では、傷病療養費の8割を給付するほか、加入者が死亡した場合には弔慰金、傷害による後遺障害が生じた場合は見舞金を規定により給付する共済給付事業や、海外での生活設営に必要な資金を低利で貸し付ける貸付事業を行っています。

(5) 派遣前の予防接種費用

派遣先地域でかかるリスクのある病気のうち、JFが指定する種類については渡航前に予防接種を完了することが推奨されます。これら予防接種の費用はJFが一部補助しています。新型コロナウイルスワクチンについては、JFでは集団予防接種の機会を設けません。

(6) その他：現地での業務上必要な経費（交通費、旅費、事務経費等）や日本語教材等はJFが用意し、支給もしくは貸与します。

(7) 本プログラムでは、家族を随伴して赴任することはできません。

※ その他「13. 被派遣者の義務と派遣条件」も併せてご確認ください。

6. 生活日本語コーディネーターの身分

(1) 被派遣者とJFとの関係

被派遣者とJFは、派遣に先立ち業務委嘱契約を締結し、それに基づきJFは被派遣者に業務を委嘱します。（被派遣者とJFは雇用関係にありません。また、JFは、被派遣者の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任は負いません。）

7. 応募方法

(1) 提出書類：

	提出書類		様式	備考
ア	応募用紙	1部	2022 年度国際交流基金海外派遣生活日本語コーディネーター応募用紙 (Word 形式)	指定の行数に収まらない項目は別紙を添付してください。
イ	職務経歴書	1部	様式自由	業務内容を具体的に説明してください。日本語教師職については対象者・レベル・使用教材・週ごとの担当授業数のほか、クラス担任、進路指導、筆記試験(定期テスト等)の作成、口頭試験の実施(テスター)等の経験の有無、また、オンライン授業の実施経験についても明記してください。
ウ	推薦状	1通	様式自由(和文または英文) A4 版 1 枚 推薦状作成者に関する情報(氏名、肩書、連絡先)を明示の上、推薦者の署名または捺印を依頼してください。	日本語教育機関等の担当教授や上司などによる、日本語教育に関する知識・技能を含む推薦状が望ましい。 推薦状の宛名は国際交流基金としてください。 <u>送付は推薦者から、応募書類提出先まで E メールで提出してください。</u>
エ	最終学歴に関する証明書	1通	大学卒業証明書又は大学院修了証明書(和文または英文)	<u>第 1 次選考(書類選考)通過者のみ</u> 、送付方法については、結果通知の際に合わせてお知らせいたします。
オ	応募資格に係る証明書類	1通	日本語教育を専攻又は副専攻したことを証明する書類(成績証明書、修了証等)	「4. 応募資格」(3) a) 該当者のみ
カ			日本語教育能力検定試験合格証	「4. 応募資格」(3) b) 該当者のみ
キ			日本語教師養成講座 420 時間修了証	「4. 応募資格」(3) c) 該当者のみ
ク	外国語能力に係る証明書類	1通	外国語能力の資格・検定等の証明書	応募用紙の外国語能力の欄に資格・検定等を記載した場合のみ

(2) 提出方法

ア. 応募用紙

上記の応募書類をデータ化の上、Microsoft OneDrive または Google ドライブのストレージサービスにアップロードいただき、URL を 7. (3) の提出先まで E メールでご連絡くだ

さい。ストレージサービスをご利用になれない場合は、7. (3)の提出先まで応募用紙(word形式)を直接メール送付いただくことも可能です。手書きは不可とします。

イ. 推薦状

PDF化の上、推薦者から7. (3)の提出先までEメールでご連絡ください。

ウ. 応募資格に関する証明書

PDF化の上、(1)ア. 応募用紙とあわせてご提出ください。

※直接メール送付する際は、合計ファイルサイズを3MB以下に圧縮してください。

※郵送での応募は受付致しませんので、ご注意ください。

※応募用紙は自身の分としての控えを保管してください。第2次選考(面接)に進んだ場合、応募用紙の内容に関して質問することがあります。

(3)提出先

2つのEメールアドレスを宛先に入れ、件名と宛先は下記のとおり記載してください。

(全角@マークを半角に変更してください。)

koubo.jf@ifa-japan.org

nk_coordinator@jpf.go.jp

・件名：生活日本語コーディネーター公募 応募用紙／推薦状提出(応募者氏名)

・宛先：国際交流基金 生活日本語コーディネーター派遣 公募担当

※応募用紙／推薦状受信後、受領メールを送信者に対してお送りしますが、3営業日を過ぎても連絡がない場合は、Eメールでお問い合わせください。

(4)締め切り

2022年2月4日(金曜日)

8. 選考

(1) 第1次選考(書類選考)：

応募書類により選考を行います。結果は2022年2月中旬頃にEメールにて通知します。

(2) 第2次選考(面接)：

海外派遣適性、専門知識を審査します。

第1次選考通過者に対し、以下のとおりウェブ面談を実施します。

ア. 日時：2022年3月上旬(予定)

詳細は、第1次選考通過者に連絡します。日時はJFが指定します。応募者の都合による変更には応じられません。

イ. 面接方法：第1次選考通過者に、アクセスに必要な情報をご連絡します。

ウ. 結果通知：2022年3月末頃にEメールにて通知します。

※日本国内外の受験者すべてに対してウェブで面接を実施します。ウェブ面接の実施が不可能な受験者に対する代替措置（対面面接等）はありません。

※通信が遮断されるなどして、時間内に面接ができなかった場合は、別途ご連絡を差し上げます。

9. 派遣まで

(1) 通知・渡航手続き等

- ア. 第2次選考終了後、派遣候補者に合格通知及び派遣先国を通知します。その際、「意思確認書」を送付し、派遣の承諾または辞退の意思を確認します。
- イ. 派遣を承諾した場合は、渡航手続きが開始されます。渡航手続きでは、個人事項証明書（戸籍抄本）や各種書類、証明写真等の提出や派遣にかかる文書のやり取りを行います。
- ウ. 渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、JFからの書類送付先は国内に限ります。また、提出締切の延長等は認められません。

(2) 派遣前研修（被派遣者全員）：

派遣候補者は、派遣前研修に参加することが義務付けられます。

ア. 目的

生活日本語コーディネーターとしての業務を円滑に遂行できる様に、任地の日本語教育事情、特定技能制度に関する知識等を学び、生活日本語コーディネーターとしての見識を身につけること。

イ. 日程

2022年4月上旬（1週間程度を予定）

※状況により、研修日程は前後する可能性があります。

ウ. 場所

国際交流基金 日本語国際センター（埼玉県さいたま市/JR北浦和駅徒歩8分）

またはオンラインでの実施（後日決定）

エ. 研修内容

派遣手続き、JF日本語事業に関するブリーフィング、赴任先での業務や生活に必要な知識と情報に関する研修等

※本研修では語学研修は行いません

オ. その他（国際交流基金 日本語国際センターで開催する場合）

①研修参加の為の諸経費はJFが負担します。

交通費は、日本国内の居住地（最寄の鉄道駅）から北浦和までの一往復のみJFが負担します（海外居住者に対しては、成田空港又は羽田空港から北浦和までの一往復のみJFが負担し、海外の居住地から日本までの国際航空賃等は自己負担となります）。

②研修中は、全員、日本語国際センターに宿泊します。

(3) 派遣までの留意事項

以下に該当する場合には、派遣を取り消しとする場合があります。

- ア. 日本出発日までの間に、病気、怪我及び体調不良等により派遣先での業務が困難と JF が判断した場合
- イ. 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に関する適性が不十分であると JF が判断した場合
- ウ. 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合
- エ. 派遣先国政府により、査証取得や渡航に際し新たな条件が設けられ、その条件を満たさなかった場合

10. 派遣の可否判断

本派遣事業では、外務省が発表する海外安全情報の危険情報及び感染症危険情報レベルや、入国時の制限とその内容（感染症の場合の移動制限等）、現地の医療体制や社会情勢、緊急時の対応状況等の観点から、総合的に判断して派遣を決定しています。

派遣が延期、変更または中止となった場合も、JF による経済的な補償はありません。

11. 被派遣者の義務と派遣条件

派遣される者は以下の条件を守らねばなりません。

- (1) 滞在国の法令を守ること
- (2) 派遣先の国際交流基金海外事務所の規則を守ること
- (3) 滞在中は本事業の趣旨に専念し、滞在を他の目的（宗教的あるいは政治的目的等）に利用しないこと
- (4) 派遣期間終了後は、定められた日に帰国すること
- (5) 家族を随伴しないこと
- (6) 任期中は JF の許可なくして任国外への旅行や一時帰国をしないこと（旅行や一時帰国について、JF の規程に従うこと）
- (7) 海外居住者も、赴任に当たっては必ず日本から出発すること。また、赴任手続き（公用旅券・査証の取得等）のため、赴任1～2か月前までに日本に帰国していること（時期及び手続きに要する期間は国によって異なります）。

12. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は開示されます。

13. 個人情報の取り扱い

提出書類は、採否審査のため、JF 関係者、外部有識者等の評価に提供します。また、派遣手続きに関する業務委託先に、業務に必要な範囲で情報を提供します。情報を提供する際には、個人情報の安全確保のための措置を講じるよう取り扱い方法を確認します。派遣が決定した場合には、氏名・所属先・派遣先・派遣期間等の派遣に関する情報は、事業実績・年報・ウェブサイト等の JF が作成する媒体において公表されます。また、これらの媒体に記載する統計資料作成に利用されることがあります。

なお、採否にかかわらず、申請書に記入されている連絡先に、JF が関係する他の事業についての連絡をすることがあります。

14. 問い合わせ先

国際交流基金（JF） 日本語第2事業部 企画開発チーム

E メール：nk_coordinator@jpf.go.jp （全角@マークを半角に変更してください。）

※採否理由、選考過程等についての問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。